

総点検に当たって整理すべき事項

(環境省)

<p>1. 監督権限に基づき実施している具体的取組</p> <p>「民法（明治29年法律第89号）」、「環境大臣の所管すに属する公益法人の設立及び監督に関する省令（平成12年総理府令第75号）」等に基づき、「公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）」等に照らし、以下のような指導監督を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書・収支予算書や事業報告書・収支計算書等の提出書類の検査 ・公益法人の概況調査を通じた状況把握 ・随時又は定期的な立入検査 ・必要に応じて、上記の検査等を踏まえた口頭又は文書による指導。 ・随時の説明・連絡等 ・休眠法人の整理 ・公益法人の設立申請書類の審査・許可 <p>なお、「公益法人の指導監督体制の充実等について（平成13年2月9日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ）」に基づき、環境省においても指導監督の体制等を強化したところ。</p>	
<p>2. 点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準</p>	対象92 法人
<p>1 民業圧迫・ユーザー利益の障害</p> <p>(1) 公益法人の行う事業が営利企業の事業として成立するものであり、営利企業による同種の事業が著しく普及しているという状況にないか。</p> <p>(2) 公益法人が行う収益事業の支出規模が、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものであるか、具体的には可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめているか。</p> <p>(3) 公益法人による事業の独占の弊害、公益法人の行う事業に係る料金に係る指摘がなされていないか。 (指導監督基準2(1)、2(2)、2(3)及び2(6)参照)</p>	0 × 0
<p>2 目的と活動との整合・適切な情報公開</p> <p>(1) 公益法人の行う事業が次のいずれにも該当しているか。 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること 管理費の総支出額に占める割合が過大なものでないこと (指導監督基準2(1)及び5(8)参照)</p> <p>(2) 以下に掲げる業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供しているか。 定款又は寄附行為、役員名簿、(社団法人の場合)社員名簿、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書、(指導監督基準7(1)参照)</p>	目的 2 × 0 情報公開 2 × 0
<p>3 高額な役員報酬・退職金</p> <p>役員報酬や退職金が、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて、適切なものとなっているか。 (指導監督基準4(1)参照)</p>	1 × 0
<p>4 委託先・発注先選定の公正性</p> <p>(1) 公益法人の行う事業に関し、委託先や発注先が複数年度連続して同一の者である場合、連続していることにつき合理的な理由があるか。</p> <p>(2) 公益法人の行う事業に関し、委託先や発注先となる企業が、公益法人の役員が当該企業の役員を兼務している場合、公益法人の役員の親族が経営している企業である場合、公益法人が当該企業の株式を保有している場合等においては、当該企業を委託先や発注先として選定することに合理的な理由があるか。</p>	2 × 0
<p>5 適切なチェック機能</p> <p>(1) 財団法人の場合、評議員会の設置しているかどうか。</p> <p>(2) 資産額が100億円以上、若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の公益法人である場合、公認会計士等が会計監査に関与しているか。</p>	1 × 0